

## 令和 6 年度 衛生推進者 養成講習

(兵労基衛第 1 号) 登録有効期間 令和 6 年 9 月 6 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法により、工業的業種及び屋外産業的業種に属する事業で、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場は安全衛生推進者を、それ以外の業種は衛生推進者の選任が義務つけられています。

つきましては、下記の要領で講習会を開催いたしますので受講下さるようご案内申し上げます。

講習日は、概ね 3 か月前に決まり次第●の欄の月に記載いたします

|          |          |     |      |      |     |
|----------|----------|-----|------|------|-----|
| 4 月      | 6 月      | 8 月 | 10 月 | 12 月 | 2 月 |
| 30 日 (火) | 26 日 (水) | ●   | ●    | ●    | ●   |
| ①        | ②        |     |      |      |     |

学科: ①(株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティセンター [657-0862](tel:078-6570862) 神戸市灘区浜田町 4-1 [地図](#)はこちら

②神戸東労働基準協会 [651-0085](tel:078-6510085) 神戸市中央区八幡通 3 丁目 2-5 I・N 東洋ビル 6 階 [地図](#)はこちら

※ 講習日程により、学科会場は異なりますのでご確認ください

### 料金

・衛生推進者：10,230 円/名

(受講料 8,800 円+テキスト代 1,430 円、消費税含む)

・料金は、申込日から 15～20 日以内をメドに下記口座へ振込願います。

振込手数料はご負担下さい。

ただし、締切日直前の申込の場合は、講習 5 日前までに振込願います。

振込口座 (みなと銀行 三宮支店 普通口座 [1756989](tel:078-656989)

シ) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

### 定員

50 名(安全衛生と併せて) 締切：講習日の 7 日前 ただし定員になり次第締め切ります

### 申込方法及び注意事項

・受講申込は、[兵庫労働基準連合会・協会ネット予約システム](#)にてお願いします。

・修了証発行のため、顔写真を貼付下さい。

(運転免許証は不要です。詳細は、ホームページ 受講申込画面にて確認下さい。)

・納入された受講料は、原則返金いたしません。

但し、受講者の変更は可能ですが受講日の 5 日前までに申出下さい。

・受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき原則、修了証は交付いたしません。

・会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません)

・ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

### 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等)、印鑑、昼食、マスク等

### 講習カリキュラム

| 時間          | 科 目          | 規定時間数 | 区分                    |  |
|-------------|--------------|-------|-----------------------|--|
| 8:30-8:50   | 受付           | 1 時間  | 衛<br>生<br>推<br>進<br>者 |  |
| 8:50-9:00   | オリエンテーション    |       |                       |  |
| 9:00-10:00  | 関係法令（労働衛生）   |       |                       |  |
| 10:00-10:10 | 休憩           |       |                       |  |
| 10:10-12:10 | 作業環境管理及び作業管理 | 2 時間  |                       |  |
| 12:10-12:50 | 休憩（昼食）       | 1 時間  |                       |  |
| 12:50-13:50 | 健康保持対策       |       |                       |  |

|             |                               |      |  |
|-------------|-------------------------------|------|--|
| 13:50-14:00 | 休憩                            |      |  |
| 14:00-15:00 | 安全(労働) 衛生教育                   | 1 時間 |  |
| 15:00-15:10 | 休憩                            |      |  |
| 15:10-17:10 | 危険性又は有害性等の調査、<br>結果に基づき講ずる措置等 | 2 時間 |  |

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができますようになります。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

#### Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

##### ①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：

神戸 太郎（兵庫 太郎）

##### ②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、

旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

ご相談、ご質問は下記まで

[神戸東労働基準協会](#)

[申込はこちら](#)（一般社団法人兵庫労働基準連合会サイトへリンク）

